

昭和三十五年人事院規則九一三〇

人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、特殊勤務手当に関し次の人事院規則を制定する。

人事院規則九一三〇（昭和三十五年六月九日施行）

（目的）

第一条 給与法第十三条に規定する特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項は、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（特殊勤務手当の種類）

第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 高所作業手当（第三条）
- 二 坑内作業手当（第四条）
- 三 爆発物取扱等作業手当（第五条）
- 四 水上等作業手当（第六条）
- 五 航空手当（第七条）
- 六 死体処理手当（第十一条）
- 七 防疫等作業手当（第十二条）
- 八 有害物取扱手当（第十三条）
- 九 放射線取扱手当（第十四条）
- 十 異常圧力内作業手当（第十五条）
- 十一 狹い箇所内等検査作業手当（第十七条）
- 十二 道路上作業手当（第十八条）
- 十三 災害応急作業等手当（第十九条）
- 十四 山上等作業手当（第二十条）
- 十五 移動通信等作業手当（第二十一条）
- 十六 航空管制手当（第二十三条）
- 十七 夜間特殊業務手当（第二十三条の二）
- 十八 夜間看護等手当（第二十四条）
- 十九 用地交渉等手当（第二十七条の二）
- 二十 鑑識作業手当（第二十八条の二）
- 二十一 刑務作業監督等手当（第二十八条の二）
- 二十二 護衛等手当（第二十八条の三）
- 二十三 犯則取締等手当（第二十八条の五）
- 二十四 極地観測等手当（第二十九条）
- 二十五 國際緊急援助等手当（第三十条）
- 二十六 小笠原業務手当（第三十一条）
- 二十七 （高所作業手当）
- 二十八 高所作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 警察庁に所属する職員が空中線柱の地上十メートル以上の箇所で行う作業に従事したとき。

二 厚生労働省都道府県労働局に所属する職員が次に掲げる作業に従事したとき。

（1）揚重機の地上十メートル以上の箇所で行う落成検査又は変更検査

（2）地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物、ダム、橋りょう等の工事現場又は造船現場における監督

三 内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局、林野庁森林管理局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属する職員が地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所でダム、橋りょう、水門、機場等の建設又は改修の作業に従事したとき。

四 内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属する職員がダム建設工事における調査坑の坑内で掘削作業の監督、地質の調査等の作業に従事したとき。

五 内閣府沖縄総合事務局、財務省財務局、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部、林野庁森林管理局又は国土交通省大臣官房官庁、運輸省港湾局若しくは北海道開発局に所属する職員が海上十メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれと同様に相当すると認める場合

七 厚生労働省都道府県労働局に所属する職員が海上十メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれと同様に相当すると認める場合

九 厚生労働省都道府県労働局に所属する職員が海上十メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれと同様に相当すると認める場合

十一 厚生労働省都道府県労働局に所属する職員が海上十メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれと同様に相当すると認める場合

十三 厚生労働省都道府県労働局に所属する職員が海上十メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

十四 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれと同様に相当すると認める場合

十五 厚生労働省都道府県労働局に所属する職員が海上十メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

十六 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれと同様に相当すると認める場合

十七 厚生労働省都道府県労働局に所属する職員が海上十メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

十八 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれと同様に相当すると認める場合

十九 厚生労働省都道府県労働局に所属する職員が海上十メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

二十 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれと同様に相当すると認める場合

二十一 厚生労働省都道府県労働局に所属する職員が海上十メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

二十二 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれと同様に相当すると認める場合

（坑内作業手当）

第四条 坑内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属する職員がトンネルの坑内でトンネル掘り作業（第十五条第一項第一号の作業を除く。）に従事したとき。

二 内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属する職員がダム建設工事における調査坑の坑内で掘削作業の監督、地質の調査等の作業に従事したとき。

三 農林水産省地方農政局、林野庁森林管理局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属する職員が人事院の定めるたて坑の坑内で掘削作業の監督又は地質の調査に從事したとき。

四 経済産業省産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所に所属する職員が鉱山の坑内で巡回検査又は災害検査（（2）に掲げる災害検査を除く。）に從事したとき。

五 前項第五号の作業次に掲げる額

（1）の作業一千九百九十九円

（2）の作業一千九百六十円

（3）の作業五百六十円

（4）の作業四百五十円

（5）の作業千九百円

（6）の作業六百七十円

（7）の作業一千九百円

（8）の作業一千九百六十円

（9）の作業五百六十円

（10）の作業四百五十円

（11）の作業一千九百円

（12）の作業一千九百六十円

（13）の作業五百六十円

（14）の作業四百五十円

（15）の作業一千九百円

（16）の作業一千九百六十円

二 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第三号までの作業五百六十円

二 前項第四号の作業職員の種類に応じて次の表に定める額（作業環境が著しく劣悪な坑内での作業で人事院が定めるものにあつては、同表に定める額の百分の百七十五に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額）

職員の種類	鉱務監督官	鉱務監督官を直接補助する職員
前項第四号の作業	（1）の作業	（2）の作業
（1）の作業	九百九十九円	七百五十円
（2）の作業	一千九百六十円	一千九百円

三 前項第五号の作業次に掲げる額

（1）の作業一千九百九十九円

（2）の作業一千九百六十円

（3）の作業五百六十円

（4）の作業四百五十円

（5）の作業千九百円

（6）の作業六百七十円

（7）の作業一千九百円

（8）の作業一千九百六十円

（9）の作業五百六十円

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

(2) 化学砲弾等による被災の危険がある区域内外において行う作業（（1）に掲げる作業を除く。）

四 税関若しくは沖縄地区税關又は海上保安庁に所属する職員が国際連合安全保全理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（（1）において「貨物検査法」という。）の規定に基づく検査等の業務のうち次に掲げる作業に従事したとき。

- (1) 貨物検査法第二条第一号に規定する北朝鮮特定貨物のうち核燃料物質、核原料物質その他の人事院が定める物質（（2）において「危険物質」という。）を含む貨物又は当該貨物である疑いのある貨物に対し行う検査、陸揚げ、積替え、識別、運搬又は処分の作業
- (2) 危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（（1）に掲げる作業を除く。）
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれらに相当すると認める場合
 - 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業	三百円
二 前項第二号の作業	七百五十円
三 前項第三号（（1）及び第四号（（1）の作業二千六百円	
四 前項第三号（（2）及び第四号（（2）の作業二百五十円	
五 前項第五号に係る作業	二千六百円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額
- 3 同一の日において、第一項第三号（（1）の作業及び同号（（2）の作業に従事した場合にあつては同号（（2）の作業に係る手当を同項第四号（（1）の作業及び同号（（2）の作業に従事した場合にあつては同号（（2）の作業に係る手当を支給しない。
- (水 上等作業手当)

第六条 水上等作業手当は、海上保安庁に所属する職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

一 灯標上又は灯浮標上で行う大型蓄電池及び灯具の交換作業

二 停船命令に従わざ逃走する動力船の捜査等を行ふために当該動力船に飛び移る作業

三 船舶等において救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第二条第一項に規定する救急救命業務を行ふ業務(次号において「救急救命業務」という。)で人事院が定めるもの

四 船舶等において消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十四条第五項各号のいずれかに該当する職員が行う救急救命業務に準ずる業務で人事院が定めるもの

前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業 作業一回につき四百五十円

二 前項第二号の作業 作業一回につき三千九百円(作業が日没時から日出時までの間ににおいて行われた場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額)

三 前項第三号の業務 業務に従事した日一日につき二千円

四 前項第四号の業務 業務に従事した日一日につき一千円

(航空手当)

第七条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 航空機乗組員として行う業務

二 操縦練習又は教育訓練

三 航空從事者の技能証明のために行う実地試験又は操縦技能審査員の認定のために行う実技試験

四 航空機の検査

五 航空無線設備の検査

六 気象 地象又は水象の観測又は調査(路線を定めて一定の日時により航行する航空機に搭乗して行うものを除く。)

七 水路又は陸地の測量

八 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十七条の規定による航空路の指定に関する調査等航空機の航行の安全を図るために行う調査

九 航路標識の巡察

十 航空法第七十六条第一項各号に掲げる事故の原因を究明するための調査

十一 捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り

(正規の勤務時間(勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間)をいう。以下同じ。)による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。)において行われるもの(除く。)に従事したとき。

二 國土交通省地方整備局又は北海道開発局に所属する職員が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)第三条第一項の規定により指定された道路(次号において「指定道路」という。)において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業で暴風雪警報又は大雪警報発令下において行うものに従事したとき。

三 國土交通省北海道開発局に所属する職員が指定道路において降雪等により生じた交通の危険を防止するために行う道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第四十六条第一項(第二号を除く。)の規定に基づく通行の禁止に必要な通行車両の誘導等の作業に従事したとき。

一 前項第一号の作業 三百円

二 前項第二号及び第三号の作業 四百五十円

三 同一の日において、第一項第一号の作業及び同項第二号の作業に従事した場合には、同項第一号の作業に係る手当は支給しない。
(災害応急作業等手当)

第十九条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 異常な自然現象により重大な灾害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な灾害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための灾害状況の調査(次項において「応急作業等」という。)

(1) 河川の堤防等

(2) 道路法第四十六条第一項(第二号を除く。)の規定に基づき通行が禁止される区間内の道路又はその周辺

(3) 港湾施設又は鉄道施設等

二 噴火により重大な灾害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本

法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域で行う灾害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業の臨時設置、運用若しくは保守の作業

四 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、灾害対策基本法第二十三条第一項又は第三十二条の二第一項の規定に基づき灾害対策該各号に定める額（大規模な灾害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合は、千八九十円）とする。

五 前各号に掲げる作業に相当すると人事院が認める作業

前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な灾害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合は、千八九十円）とする。

一 前項第一号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

二	巡回監視	七百十円
(1) 応急作業等	千八九十円	
(2) 前項第二号の作業	千八九十円	
二 前項第三号の作業	八百四十円	
三 前項第四号の作業	七百十円	
四 前項第五号の作業	千八九十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額	
五 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。		
一 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定めた額にその百分の五十に相当する額を加算した額		

二 第一項第三号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業に相当する作業

業が著しく危険であると人事院が認める場合、前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

四 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合、前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

四 第一項第四号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第四号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合、前項に定めた額にその百分の五十に相当する額を加算した額

（山上等作業手当）

第二十条 山上等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 警察庁、国土交通省、気象庁又は海上保安庁に所属する職員が、勤務環境の劣悪な山上の無線中継所等として人事院が指定するものにおいて、無線通信施設等の運用又は保守の作業に従事したとき。

二 気象庁に所属する職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として人事院が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。

三 国土交通省国土地理院に所属する職員が、勤務環境の劣悪な山上の測地基準点の所在する場所として人事院が指定するものにおいて、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第四条に規定する基本測量として行われる測量（人事院が定めるものに限る。）の作業に従事したとき。

四 林野庁森林管理局に所属する職員が、国有林において、次に掲げる作業に従事したとき。

(1) 境界標の設置箇所等を巡回して行う境界標の設置状況の調査等（人事院が定めるものに限る。）

(2) 立木の売払いのために行う当該立木に係る樹高、胸高直径等の調査（人事院が定めるものに限る。）

(3) チェーンソーを使用して行う伐採又は刈払機を使用して行う刈払い

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八

(号) 第九条第一項の規定による許可を受け
て捕獲をした哺乳類に属する野生動物の殺
処分及び死体の埋却

前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号、第三号及び第四号(1)から(3)までの作業 二百六十円(同項第一号の作業のうち、特に勤務環境が劣悪であると人事院が認める山上の無線中継所等における作業に従事した場合にあっては、四百十円)

二 前項第二号の作業 四百十円

三 前項第四号(4)の作業 三百八十円

(移動通信等作業手当)

第二十一条 移動通信等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 警察庁に所属する職員のうち人事院の定める行政職俸給表の適用を受ける職員が災害警備、犯罪捜査、遭難救助等に際し現場に出動して行う通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業又は通信技術を用いた犯罪情報の収集及び分析等の作業で人事院が認めるものに従事したとき。

二 総務省総合通信局又は沖縄総合通信事務所に所属する職員が監視車その他の電波監視のための装置を搭載した車両によつて行う混信の原因となつてゐる電波の発射源又は不法に開設された無線局の探査の作業に従事したとき。

三 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき五百六十円とする。

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業に従事した場合の第一項の手当の額は、当該作業に従事した日一日につき、前項に定める手当の額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、同一の日において、当該作業のいずれにも従事した場合は、当該各号に定める手当の額に当該各号に定める額の合計額を加算した額を第一項の手当の額とする。

一 第一項各号の作業のうち、特に困難で心身に著しい負担を与えると人事院が認めるもの前項に定める額の百分の五十に相当する額

二 第一項第一号の作業のうち、著しく危険であると人事院が認めるもの前項に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額

第二十二条 削除 (航空管制手当)

第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技術業務書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 航空交通管制部における航空路管制業務又は福岡航空交通管制部における航空交通管理管制業務(それぞれ管制指示を中心として行うものに限る)。

二 新千歳空港事務所、函館空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務(それぞれ管制指示を中心として行うものに限る)。

三 前号の空港事務所(新千歳空港事務所を除く)、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所における飛行場管制業務(管制指示を中心として行うものに限る)。

四 成田空港事務所における無線電話機による対空援助業務

五 新千歳空港事務所、稚内空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所若しくは那覇空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務

六 空港事務所における運航援助情報業務又は飛行場情報業務

七 福岡航空交通管制部における航空交通管理業務

八 航空局における技術管理航空管制運航情報業務

九 航空局における技術管理航空管制技術業務

空港事務所若しくは性能評価航空管制技術業務

空港事務所

第三章 第四号の成田空港事務所

一 事務所若しくは航空交通管制部における管制技術業務又は福岡航空交通管制部における航空交通管理管制技術業務

前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務
勤務官署	東京航空交通管制部	東京空港事務所	成田空港事務所
業務の種類	その他	他の航空交通管制部	空港事務所
手当額	千三百二十円	八百四十円	六百円
前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務

前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務
勤務官署	東京航空交通管制部	東京空港事務所	成田空港事務所
業務	空港事務所	空港事務所	空港事務所
手当額	二百四十円	一百四十円	一百四十円
前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務

前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務
勤務官署	東京航空交通管制部	東京空港事務所	成田空港事務所
業務	空港事務所	空港事務所	空港事務所
手当額	一千三百二十円	八百四十円	六百円
前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務

前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務
勤務官署	東京航空交通管制部	東京空港事務所	成田空港事務所
業務	空港事務所	空港事務所	空港事務所
手当額	一千三百二十円	八百四十円	六百円
前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務

前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務
勤務官署	東京航空交通管制部	東京空港事務所	成田空港事務所
業務	空港事務所	空港事務所	空港事務所
手当額	一千三百二十円	八百四十円	六百円
前項第一号の業務	前項第二号の業務	前項第三号の業務	前項第四号の業務

四 税関又は沖縄地区税関に所属する職員
税等の賦課徴収、関税法規による輸出入貨物
等の取締り又は保税地域の取締り等の業務
五 入国者收容所又は地方出入国在留管理局に
所属する職員 出入国の審査又は警備等の
業務

六 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は
少年鑑別所に所属する職員 警備若しくは保
安又被收容者の戒護等の業務

七 厚生労働省検疫所に所属する職員 空港に
おける検疫法に定める検疫の業務

八 農林水産省植物防疫所、那覇植物防疫事務
所又は動物検疫所に所属する職員 空港にお
ける輸出入動植物の検疫の業務

九 國土交通省航空局又は地方航空局に所属す
る職員 航空情報の提供に関する業務又は飛
行場若しくは航空保安施設の管理の業務その
他の業務

十 上海保安庁に所属する職員のうち人事院の
定める職員 警備救難、水路通報又は通信施
設若しくは航路標識の運用若しくは保守の
業務

十一 気象庁に所属する職員のうち行政職俸給
表の適用を受ける職員 気象、地象又は水象
の觀測、予報等の業務で人事院の定めるもの

十二 内閣衛星情報センターに所属する職員
情報収集衛星（内閣官房組織令（昭和三十二
年政令第二百十九号）第四条の三第二項第一
号に規定する情報収集衛星をいう。）に関する
業務で人事院の定めるもの

十三 厚生労働省に所属する職員のうち人事院
の定める職員 介護の業務その他の業務で人
事院の定めるもの

十四 その他人事院の定める職員 人事院の定
める前各号の業務に相当する業務

十五 前項の手当の額は、その勤務一回につき、次
の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

一 前項第一号から第十二号まで及び第十四号
の業務 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次
に定める額

イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務で
ある場合 千百円

ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務で
ある場合 七百三十円（深夜における勤務
時間が二時間に満たない場合にあつては、
四百十円）

第二十四条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。
一 病院、療養所、診療所等に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。
二 病院、療養所、診療所等に勤務する医療職俸表の適用を受ける職員のうち人事院の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に閑り人事院が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。
前項の手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 前項第一号の業務 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 七千三百円
ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
(1) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 三千五百五十円
(2) 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 三千百円
(3) 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 二千五百六十円
二 前項第二号の業務 千六百二十円
三 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする人事院が認める場合における第一号の業務に係る手当額については、当分の間、前項第一号の規定にかかわらず、同号に定める額に千百四十円の範囲内で当該事情に応じて人事院が定める額を加算した額とする。

地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したときに支給する。

一 内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局の事務所若しくは事業所、国土交通省地方整備局、北海道開発局開発建設部若しくは地方航空局又は環境省福島地方環境事務所に所属する職員（人事院の定める職員を除く。）

二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第一号から第三号の二まで、第十号、第十号の二、第十二号若しくは第二十七号の二に掲げる道路、ダム、飛行場等若しくは都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第一条第一項の都市公園に関する事業又はこれら事業に関連する事業（同号に掲げる施設に関する事業又はこの事業に関連する事業にあつては、人事院の定めるものに限る。）

三 内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局の事務所若しくは事業所又は国土交通省北海道開発局開発建設部に所属する職員（人事院の定める職員を除く。） 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二条第二項第一号若しくは第三号から第五号までの事業又はこれらの事業に関連する事業

前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき千円（業務が深夜において行われた場合であつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）とする。

（鑑識作業手当）

第二十八条 鑑識作業手当は、警察庁に所属する職員（警察官があつては、警部補以下の階級に從事したときに支給する。）

一 指紋、手口又は写真を利用して行う犯罪鑑識の作業（人事院が定めるものに限る。）

二 理化学、法医学又は銃弾弾薬類の知識を利用して行う鑑定又は実験（人事院が定めるものに限る。）の作業

三 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき四百五十円とする。

（刑務作業監督等手当）

二 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、入国者收容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。
(1) その生命が危険な状態にある被收容者に対するその生命的危険を回避するために緊急に必要な処置
(2) 被收容者の排せつ物、おう吐物その他の汚物の処理（次号の業務に従事した職員が当該業務の一環として行つたものを除く。）
三 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は少年鑑別所に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員が被收容者の死体の検視の業務に従事したとき。
四 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、入国者收容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に關し人事院が定める特別な事情の下で被收容者の戒護又は施設の警備の業務に従事したとき。
前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 前項第一号の業務 業務に従事した日一日につき千四百円を超えない範囲内において、従事した刑務作業の監督の業務及びこれに伴う戒護等の業務の困難の程度に応じて人事院が定める額
二 前項第二号の業務 業務に従事した日一日につき六百円（同号（2）の業務のうち心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）
三 前項第三号の業務 業務に従事した日一日につき九百円
四 前項第四号の業務 勤務一回につき六百二十円（心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した

職務の級等	任期付研究員法第六条第一項の俸給表	四千百円	手当額
行政職俸給表（一）七級以上の級	四千百円		
公安職俸給表（二）七級以上の級			
海事職俸給表（二）六級以上の級			
研究職俸給表五級以上の級			
医療職俸給表（二）四級以上の級			
行政職俸給表（一）六級、五級及び四級	四千百円	（二）号俸以 下の号俸 を受ける 者にあつ ては、三 千三百円	
公務員職俸給表（二）六級、五級及び四級			
海事職俸給表（二）六級			
研究職俸給表四級及び三級			
医療職俸給表（一）三級及び二級			
行政職俸給表（一）三級			
海事職俸給表（二）三級			
研究職俸給表二級			
医療職俸給表（二）			
一級			
円	二千四百		

む二以上の業務に從事した場合にあつては同号（2）の業務に係る手当及び同号（3）の業務に係る手当を、同号（2）の業務及び同号（3）の業務に從事した場合にあつては同号（2）の業務に係る手当又は同号（3）の業務に係る手当のうち手当の額が少ないもの（これらの手当の額が同額の場合にあつては、これらの手当のいづれか）を支給しない。

（極地観測等手当）

第二十九条 極地観測等手当は、職員が南緯五十五度以南の区域において、南極地域観測に関する業務又は人事院がこれに相当すると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に從事した日一日につき、職員の職務の級（任期付研究員にあつては、適用される俸給表）に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の三十に相当する額を加算した額）とする。

(1) 国際緊急援助隊法第二条に規定する国際緊急援助活動（（2）に掲げる業務を除く。）

(2) 国際緊急援助隊法第二条第三号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）

(3) 国際緊急援助隊法第三条第三項において準用する同条第二項第二号に掲げる輸送

海上保安庁に所属する職員が海上保安庁法第五条第十九号の規定に基づく協力として、同庁の船舶又は航空機により行う外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人等の輸送に従事したとき。

前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号（1）の業務 四千円（心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると人事院が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）

二 前項第一号（2）の業務 三千円（心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に

職務の級	手当額
行政職俸給表（一）四級以上の級	七百円
行政職俸給表（二）五級	
専門行政職俸給表三級以上の級	
公安職俸給表（一）四級以上の級	
行政職俸給表（二）三級及び二級	五百円
行政職俸給表（二）四級及び三級	
専門行政職俸給表二級	
公安職俸給表（一）三級及び二級	
専門行政職俸給表一級	
行政職俸給表（一）一級	五百円（十六 号俸以下の号 俸を受ける者 にあつては、 三百円）
行政職俸給表（二）二級以下の級	

従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により、当該業務が身心に著しい緊張を与えると人事院が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）
三 前項第一号（3）の業務 千四百円
四 前項第二号の業務 七千五百円（心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）
同一の日において、第一項第一号（1）の業務及び同号（2）の業務に従事した場合にあつては同号（2）の業務に係る手当を、同号（1）の業務及び同号（3）の業務に従事した場合にあつては同号（3）の業務に係る手当を支給しない。（小笠原業務手当）

業手当	高所作業等作業手当
爆発物取扱等作業手当	狭い箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。）
坑内作業手当	犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）
高所作業手当	業手当
爆発物取扱等作業手当	狭い箇所内等検査作業手当
災害応急作業手当	犯則取締等手当
道路山上等作業手当	狭い箇所内等検査作業手当
等手当	（第二十条第一項第一号の作業に係るものに限る。）
高山等作業手当	（第二十一条第一項第一号の作業に係るものに限る。）
移動通信等作業手当	（第二十二条第一項第一号の作業に係るものに限る。次項において同じ。）
移動通信用等作業手当	（第二十三条第一項第一号の作業に係るものに限る。次項において同じ。）
移動通信用等作業手当	夜間特殊業務手当
信等作業手当	犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第十二号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。）

夜間特道上作業手当	特殊業務手当
(手当額の特例)	

第三十三条 次に掲げる特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

一 高所作業手当

二 坑内作業手当

三 爆発物取扱等作業手当 (第五条第一項第二号、第三号(1)及び第四号(1)の作業並びに同項第五号に係る作業のうち同項第二号、第三号(1)又は第四号(1)の作業に相当する作業に係るものと除く。)

四 狹い箇所内等検査作業手当

五 道路上作業手当 (第十八条第一項第二号及び第三号の作業に係るものと除く。)

六 災害応急作業等手当 (第十九条第一項第一号の作業及び同項第五号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業に係るものに限る。)

七 航空管制手当

八 鑑識作業手当

九 刑務作業監督等手当 (第二十八条の二第一項第一号の作業に係るものに限る。)

(特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿)

第三十四条 各府の長 (その委任を受けた者を含む。次項において同じ。) は、事務総長が定めることにより、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記入し、かつこれを保管しなければならない。

2 各府の長は、任期付研究員法第八条の規定の適用を受ける任期付研究員に対し、毎月一回、前項の特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿に記入する事項について報告を求めることができる。(作業日数等の計算方法)

第三十五条 作業日数は曆日によつて計算する。

2 一給与期間の異常圧力内作業手当の額を算定する場合において、当該期間における第十五条第一項各号の作業に従事した同条第二項に規定する手当の額の区分ごとの合計時間が十分たない端数があるとき又は当該合計時間が十分たないときは、当該合計時間又は当該合計時間を十分に切り上げる。

3 一の月の航空手当の額を算定する場合において、その月における第七条第一項に掲げる業務に従事した合計時間又は同条第三項に掲げる業務に従事した合計時間に一分に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則 (昭和六〇年四月一日人事院規則九一三〇一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月六日人事院規則九一三〇一)

この規則は、公布の日から施行する。

る指定が行われる職員に対する教員特殊業務手当の支給については、当該指定が行われる間は、第一条の規定による改正後の人事院規則九一三〇第二十四条の二第一項第三号中「給与法附則第十一項から第十四項まで」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第一百九号）附則第九項」とする。

附 則 (昭和六三年四月八日人事院規則九一三〇一)

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一二月二四日人事院規則九一三〇一)

この規則は、平成四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年九月三十日人事院規則
九一三〇一一〇六）
この規則は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日人事院規則
九一三〇一一〇七）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月十五日人事院規則
九一三〇一一〇八）抄

（施行期日等）

¹ この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一三〇の規定は、令和六年一月一日から適用する。

附 則（令和六年四月一日人事院規則九
一三〇一一〇九）
この規則は、公布の日から施行する。